

あじさい149号

障害者施策に関する本人の意見を聴く会開催



長崎県障害福祉課との意見交換会「令和2年度障害者施策に関する本人の意見を聴く会」が県庁で開催され、県育成会の本人部会「長崎きずな」より当会の本人部会FICSから山崎良さん(さんらいず)と高比良政喜さん(陽香里工房)が出席し、意見を発表されました。お二人ともそれぞれの事業所のみなさんの前でも練習されたそうで、落ち着いた話しぶりで県障害福祉課のみなさんに要望や思いを伝えられました。
(4ページに関連記事があります)

11月の定例会「シフォンケーキ作り」

毎月開催している会員定例会の11月の内容は「紅茶のシフォンケーキ作り」でした。うまく焼けるかドキドキだったみなさんですが、ふわふわの焼き上がりに大満足!「家でも作ってみます。」と、準備したレシピを持ち帰られていました。

(5ページに関連記事があります)



育成会本人生活講座のフラワーアレンジメント教室と書道教室はハートセンターで実施しています。

(6ページに関連記事があります)

もくじ

- もしもコロナに感染したら…
- 「本人の意見を聴く会」開催
- 定例会発
- 令和3年度交通費助成
- きらり「本人生活講座」
- 令和2年度の新年親子の集いについて
- おしらせ



「もしコロナに感染したら…」

～県と市からの回答～

今年になって世界中を怯えさせている新型コロナウイルスですが、日本でも春先から感染拡大が始まり、今では毎日の感染者数発表でさえ、脅威に感じつつも日常の一コマとなってきたようです。当会の9月の定例会の中でも「わが子が、あるいは家族がコロナウイ



ルスに感染した場合、行政はどのような対応をしてくれるのですか？」という質問がありました。自分や家族が感染した場合、特に親子二人暮らしのお宅などは障害のある子を一人家に置いて入院するわけにはいきません。幸い軽症で自宅待機となった場合でも、介助が必要な障害のあるわが子と接触しないで暮らすのは不可能に近いでしょう。また、本人が感染した場合でも、入院先や隔離の場所でおとなしくできるのか、感染覚悟で家族が自宅で看ないといけないのかと不安ばかりが先に立ちます。



育成会では県と市に質問や要望としてこれらを上げ、回答をいただきました。先ず11月2日に県庁で行われた県育成会と県障害福祉課との意見交換会でいただいた回答から新型コロナウイルス関連の部分抜粋し、要約したものをご紹介します。県と市で回答の踏み込み方に違いがあるように感じますが、これは県は県全体としての方向性を示し、具体的な取り組みは市町が行うという役割の違いからくるものです。

長崎県障害福祉課との「令和2年度県への意見要望交換会」回答書より要約

Q1：知的障害者が感染、あるいは濃厚接触者となり隔離や入院となった場合、受け入れ施設の設置状況、受け入れ先での支援スタッフの体制、病院との連携などはどうなっていますか？

A：一般的に陽性者が出たときと同様の対応を行いますが、さらに在宅での療養を含め、個別で家族との調整を行うことにしています。



Q2：家族が陽性となった場合、「知的障害者や高齢者を一時的に受け入れる施設」を準備している自治体もありますが、長崎県の整備状況や計画はどうですか？また、本人を支援する体制として想定していることがありますか？

A：長崎県では知的障害者などを一時的に受け入れる施設はありません。本人が陽性になった場合は上記Q1の回答のような対応になります。家族が陽性になった場合は、家族以外で本人をよく知る親類などの家に一時的に預かってもらうか、それが困難な場合はショートステイなどの障害福祉サービスを利用することなどを検討します。



Q3：災害時、避難所での感染防止対策（新型コロナ含む）と支援体制について策定しているマニュアルはありますか？

A：感染症対策については、市町が運営する避難所の感染症対策の助けとなるように令和2年6月に「避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を作成し周知したところです。引き続き市町の取り組みを支援していきます。

意見交換会では県の障害福祉課の方は「そのご家庭の状況に合わせたオーダーメイドの支援を考えていく必要があるでしょう。」と話されたそうです。家族としては状況に応じて細やかに対応していただけるのであれば安心ではあります。

次に11月18日にハートセンターで行われた令和2年度福祉懇談会で会場より提出した要望とそれについての長崎市からの回答をご紹介します。

「令和2年度長崎市障害者福祉懇談会要望事項」回答書（A項目）より要約

要望事項：「感染症への万全の備えについて」

コロナ感染が障害のある人に広がった場合、隔離されたり、慣れた支援者がいない状況で治療を受けるなど、多くの課題があるように思われます。また、親や支援者たちがコロナウイルスに感染したら、障害のある人たちの在宅での暮らしが難しくなってしまいます。濃厚接触者である本人たちはショートステイも利用できません。このことは障害者だけでなく介護の必要な高齢者の場合も同様です。現在障害のある人や高齢者を一時的に受け入れる施設を準備している自治体もあるようですが、大きな災害時と同様感染症などにおいても万全の備えが必要になります。在宅で暮らす支援の必要な障害者、高齢者のためにもしもの備えとして柔軟な体制での安心安全な支援の提供をお願いします。

回答：

長崎市ではマスクや消毒液などの衛生管理用品を事業所等に配布するなど環境整備に努めており、今後第2波、第3波に備え更なる衛生管理用品の配布を検討しています。また、国の緊急経済対策の補正予算に伴う国庫補助金を活用し、休業要請を受けた障害福祉サービスを継続して提供するために利用者の居宅においてできる限りのサービスを行うなどの必要経費に対し補助を行う予定です。今回要望のあった一時的に受け入れる施設を開設することは非常に重要と考えています。今後、関係団体や障害者施設とも連携し、介護者が不在の障害者をショートステイで受け入れる場合や居宅でのサービス提供を行う場合などに、当該事業所への応援職員の派遣などが迅速かつ円滑に実施できるよう体制づくりに努めるとともに、障害者を一時的に受け入れる施設などを確保できるか調査を行うなど、県や市の関係部署とも連携の上介護者が不在となる場合でも、障害者が安心して生活できるよう体制づくりに努めます。

出席された理事長によると「万全の備え」という題で提出したためか、市長は「常に漏れない体制を組むことは重要で、急に課題が出てきても備えがないとどうしようもない。今回の内容はしっかり対処したい。」と話されたそうです。

11月11日に開催された「障害者施策に関する本人の意見を聴く会」でも県の本人会から「コロナ対策を施したイベントを開催してほしい」「定期受診で病院に行くのにコロナに感染しないか不安。県は病院へどのような対策指導をしている？」「コロナに感染するのが怖くてタクシー利用が増えたので、自粛期間中だけでも料金をもう少し安くしてほしい」というコロナ関連の意見が提出されました。このコロナウイルスについては老若男女、障害の有無を問わず誰もが不安を抱いています。しかし知的障害のある人にとって感染したときのことを正しく理解し備えるのはとても難しいことです。感染予防に努めることの大切さ、万が一、感染すれば初めての場所や人、環境に身を置かざるを得ない状態になることなど、正しく理解できない人もいます。日頃からもしものを想定して私たち親自身が今足りないものを考え行政とともにコロナ感染に備えていかなければいけませんね。



『障害者施策に関する意見を聴く会』開催

11月11日(水)に県庁にて「令和2年度障害者施策に関する意見を聴く会」が開催され、当会の本人部会FICSよりさんらいずの山崎良さんと陽香里工房の高比良政喜さんが他法人の本人会代表2



名とともに発表をされました。この会は各本人会から上がった県障害福祉課への要望を県育成会がとりまとめて提出し、障害福祉課から回答をいただき意見交換するものです。4名の発表者から要望を含めたそれぞれのこれまでや現在の暮らしについての話があり、山崎さんはご自分のグループホームでの生活の実体験や周囲の人とのやり取りから「もっとグループホームを作ってほしい。」「障害のある人の気持ちをもっと知ってほしい」という要望をされました。また高比良さんは中学生の頃の体験から「障害のある人を差別しないでほしい」、『みんなで知る見るプログラム』のファシリテーターをされた経験から「障害のある人たちが交流したり、意見を言い合える場を作ってほしい」と要望されました。みなさんの話に熱心に耳を傾けられていた障害福祉課の課長を始め4名の方々からそれぞれの発表について質問があり、最後に事前に提出された要望について丁寧な回答をいただきました。

毎年たくさんの意見が提出され、項目ごとに県の障害福祉課の自立就労支援班、管理班、地域福祉班からの丁寧な回答をいただいています。障害福祉課では対応できない意見については他の課に問い合わせで回答してくださっています。今年提出された意見をいくつかご紹介します。(内容要約)

長崎県手をつなぐ育成会本人部会「長崎きずな」より提出された意見(19件提出)

- 県が工賃アップのためにそれぞれの事業所に働きかけていることは？**
 - 障害者共同受注センターの職員や専門家を派遣し、品質アップや作業の効率化のアドバイスを、農業に取り組んでいる事業所には野業の専門家を派遣し、生産量アップや販売場所の拡大についてアドバイスを行い、工賃アップにつながるよう働きかけている。
 - 平成26年に『障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例』が施行されたが、普及の方法や条例ができてからの効果・現状は？**
 - 障害者週間に合わせて県の広報紙やタウン誌で、この条例や不均等待遇、合理的配慮について周知している。本年は県内の高校1年生に条例のリーフレットを配布し若年層への周知にも取り組んでいる。県民の条例認知度は約4割、合理的配慮については約3割(平成30年調べ)となっている。
 - 長崎県では療育手帳のカード化についてはどうなっているのか？**
 - ほとんどの都道府県では検討中で、カード型の手帳にするには機械の購入が必要になりお金がかかる。マイナンバーとの一体化の話もあり、国の動きを見たいと思う。
 - 職場で理解してもらえず辛いことがある。障害者を雇用している企業への啓発は？**
 - 障害者雇用セミナーや雇用している企業や特別支援学校の見学会を実施し、県内企業が障害者雇用への理解を深める取り組みをしている。今後も労働局と連携して理解促進に取り組んでいく。
- 障害理解や仕事のこと、サービスのこと、JRの運賃割引や通勤路の信号機のことまで、質問や要望は多岐に渡ります。一つでも多くのことが実現するよう今後も要望し続けていきたいです。

定例会発 オンライン研修とお菓子作り

毎月開催している会員定例会ですが、9月、10月はオンライン研修会を視聴しました。9月は『知的・発達障害がある人の「医療とお金」』というテーマで、10月は「コロナのなか、対人支援が必要な人への『こころ』と『体』の距離の上手なとり方」というテーマのお話でした。本来ならば遠くへ出向いてうかがう一流の講師のお話が、長崎に居ながらにして、会員のみなさんといっしょに聴くことができ、加えてその後感想などを語り合うこともできました。



11月の定例会は内容をがらりと変え、「紅茶のシフォンケーキ作り」をハートセンターの調理室をお借りして行いました。当日お仕事が休みという本人さん2名も参加していただきました。全員分が焼きあがる間、指導の会員さんが前もって準備したケーキにクリームやくだものを添えておいしくいただきました。



長崎市のバス・電車の交通費助成方法が変わります

長崎市のバス・電車の交通費助成は、変更前（令和2年度まで）はスマートカードによる助成もしくは5,000円相当（小児は3,000円相当）の紙券を交付されていましたが、令和3年度より方法が変わります

変更後（令和3年度から）はエヌタスTカードまたはニモカによる助成方法に変わります

- バスまたは路面電車を利用後、実績に応じた**ポイント**を交付（上限5,000ポイント、小児は3,000ポイント）されますので指定の場所でポイントを電子マネーに交換する必要があります。
- バス券及び電車券は**廃止**
- タクシー券、ガソリン券及び船舶券は紙券として残ります

現在、ご家庭に事前手続きのための「長崎市障害者交通費助成申請書」の用紙が送られてきています。電車かバスの助成を希望される方は手帳をお持ちの方だけが利用するエヌタスカードかニモカカードの番号などを記入し市役所に返送（令和3年2月末日まで）します。令和3年度からは登録されたカードでバスや電車をご利用になるたびに、後日乗車分のポイント（年度内に最大5000円・小児は3000円分まで）が付与される仕組みです。そのポイントをポイント交換場所で電子マネーに交換すると交通機関や買い物で利用できます。詳細は4月上旬に市役所からお知らせが届きますので、そちらで必ずご確認ください





ご存知ですか？

本人生活講座



長崎市育成会が本人向けに提供している本人活動の場として、余暇活動のおたのしみ倶楽部と夢くらぶ、本人部会FICS、そして本人生活講座のフラワーアレンジメント教室と書道教室があります。今回の「きらり」はこの2つの本人生活講座を紹介します。フラワーアレンジメント教室は「基本を学び自由な発想を育てる」ことを目的としてプロの先生のご指導の下平成8年の4月に、書道教室は長崎を代表する書家の先生方のご指導で平成12年の7月にスタートしました。



フラワーアレンジメント教室は月2回、第2・第4土曜日の10:00からハートセンターで行っており、毎回10名ほどの方が参加されています。参加者のみなさんは、先生のお手本を見ながら熱心に取り組まれています。和やかな雰囲気の中にも、花を見つめるみなさんの目は真剣そのものです。

書道教室は月1回第4土曜日の13:00からハートセンターで実施しており、登録者は10名ほどいらっしゃいます。自分たちがその日書きたい文字を決めると、先生が先

ずお手本を書いてくださいます。それを見ながら真似て練習をします。現在お二人の先生に来ていただいており、手厚くご指導いただいています。どちらもヘルパーさん同伴での参加もできます。まずは一度見学に来てみませんか？



生徒募集！！

本人生活講座「フラワーアレンジメント教室」「書道教室」では生徒を募集しています。プロの先生方のご指導を受け、本物に触れることで豊かな体験ができますよ。

あなたもチャレンジしてみませんか？

●「フラワーアレンジメント教室」 毎月第2、4土曜日10:00~11:30
参加費1回1300円

●「書道教室」 毎月第4土曜日13:00~14:30 参加費1回500円

お問い合わせ、お申し込みは啓発・タイムケア事務局 ☎095-845-5677

令和2年度の「新年親子の集い」について

今年は新型コロナウイルスの影響で様々なイベントが中止になっており、育成会の総会や運動会、ボウリング大会なども中止になってしまいました。例年ハートセンター体育室で実施している「新年親子の集い」には、毎年400名以上の方に参加していただいております、こちらも大変密になる行事です。しかし、みなさんが楽しみにされている「新年親子の集い」をなんとか実施できないかと検討を重ね、以下の要領での開催が決定しました。

令和2年度の新年親子の集いは…

- ① あじさいの家、ワークあじさい、夢工房みどり、陽香里工房、ハートセンター体育室で分散して実施
- ② 育成会以外の事業所をご利用の方はハートセンター体育室に参加する
- ③ 家族は参加しない（ただし介助が必要な場合は付き添い可、抽選会には参加できません）
- ④ 理事長挨拶、来賓からのメッセージ、事業所の出し物はDVDに録画したものを視聴する
- ⑤ 内容を見直し時間の短縮を行う

コロナ感染予防の観点から、密を避け、長時間人が集まらないように配慮した内容となっています。例年の賑わいはありませんが、年男、年女による新年の誓いや事業所の出し物、抽選会は行います。ハートセンター体育室には育成会以外の事業所をご利用の方とさんらいずのみみなさんが集まる予定ですが、体育室は現在100名までと制限されているため、大変申し訳ないのですがご家族には参加をご遠慮いただくこととなりました。なおご本人の介助で

同伴されるご家族、ヘルパーはご参加いただけますが、抽選会のご本人のみが対象となりますので予めご了承ください。参加を希望される方は人数把握のために必ず事前にお申し込みをお願いします。

とき：令和3年1月9日（土）13：00～14：30

ところ：ハートセンター3F 体育室

ご参加のお申し込みは12月11日までに啓発・タイムケア事務局 ☎095-845-5677へ

会員のみなさまへ

育成会では会員のみなさまに向けて定例会、研修会の開催や広報の発行、新年親子の集い、運動会、バスハイク、ボウリング大会などの行事の実施、そして障害のあるご本人に向けてはフラワーアレンジメントや書道の生活講座やおたのしみ倶楽部や夢くらぶなどの余暇活動、本人部会FICSの運営を行っていることは広報やお知らせで周知のことと思います。しかし正会員（賛助会員は含まない）や本人に向けた死亡弔慰金等の規定についてはご存じない方も多くいらっしゃるようですので、紙面を借りてお知らせいたします。規定では正会員とその配偶者及び障害のあるお子さんがお亡くなりになった場合には、啓発事業より弔電と香典一万円を包ませていただくようになっておりますので、もしもの時はどうぞ長崎市手をつなぐ育成会までご一報ください。



おしらせ



社会福祉法人
 長崎市手をつなぐ育成会 広報部
 長崎市大橋町 19-19
 文教カテリーナ1F
 Tel:095-845-5677

E-mail: tewotunagu@hi.enjoy.ne.jp

書道
 日時: 第4土曜日 時間: 午後1時~
 場所: ハートセンター社会適応訓練室
 会費: 1回 500円

フラワーアレンジメント
 日時: 第2・第4土曜日 午前10:30~
 場所: ハートセンター5F 社会適応訓練室
 会費: 1回1300円
 ただし12月は12月12日と28日で、28日は料金2000円となります



おたのしみ倶楽部
 日時: 12月20日(日) 13時~15時 日時: 1月17日(日) 13時~15時
 内容: クリスマスケーキ作り 内容: 新年会(ぜんざい作り)
 *参加者にはどちらも参加費300円、材料代400円程度を請求させていただきます。
 *人数把握のために必ずお申し込みをお願いします。お申し込み・お問い合わせは
 ハートセンター事務局まで。 ☎: 847-1290
 ※計画は変更されることがありますので確認をしてから参加してください。

定例会
 日時: 12月17日(木) 10時~12時 育成会生活支援センター会議室(大橋町)
 「障害のある人の余暇活動の充実について(移動支援グループ支援型の具体的な動き)」
 日時: 令和3年1月19日(火) 10時~12時 内容未定
 ※お問い合わせはタイムケア事務局までTEL 845-5677

令和2年度「新年親子の集い」について
 令和2年度の新年親子の集いはコロナ感染防止のため、非常に密となる例年の状態での開催は難しいと判断し、各事業所で実施することになりました。育成会事業所をご利用でない方は例年通りハートセンター体育室で実施する「新年親子の集い」にご参加いただけます。内容は簡略化したものになりますが、事業所の出し物(DVD映像)、抽選会(本人のみ)をさんらいずのみなさんといっしょに楽しみましょう。今回、参加には事前のお申し込みが必要です。(詳しくは広報7ページをご覧ください)
 お申し込みはタイムケア・啓発事務局 ☎095-845-5677 まで